

農地・水・環境保全向上対策
営農活動支援交付金に係る
Q & A

農地・水・環境保全向上対策 営農活動支援交付金に係るQ & A

～ 目 次 ～

1 支援の基本的考え方

番号	質 問	頁
1	農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援のねらいいかん。	1
2	環境保全型農業を行う個人に対する支援ではなく、まとまりを要件としている理由いかん。	1
3	本支援により有機農業は支援を受けることができるのか。	2
4	営農活動支援が、共同活動支援と一体的に実施することを要件としている理由いかん。	2

2 実施期間(要綱第2)

番号	質 問	頁
5	事業実施期間を5年間とした理由いかん。	2

3 地域環境の保全を図ることを内容とする計画の策定(要領第5の1)

番号	質 問	頁
6	地域環境の保全を図ることを内容とする計画が策定されている地域とした理由いかん。	3
7	営農活動支援の対象地域として、「地域環境の保全を図ることを内容とする計画」が策定されている地域とされているが、計画の具体的な内容はどのようなものか。	3
8	環境保全に関する計画の範囲は市町村より広くても構わないか。	3
9	市町村環境保全型農業推進方針等の計画は、協定締結までに作成しなければ、支援が受けられないのか。	4
10	営農活動支援の対象区域は、地域環境の保全を図ることを内容とする計画を策定している地域とされているが、市町村等が作成した計画が支援の要件を満たしていることを、誰がどのように確認するのか。	4

4 対象地域及び対象農用地(要綱別紙2の第3)

番号	質 問	頁
11	共同活動支援の要件が満たされなくなった場合、営農活動支援は受けられなくなるのか。	4
12	農振農用地外で先進的取組を行い、年度中に取組ほ場を農振農用地に編入した場合、当該取組は支援の対象となるのか。	4
13	先進的営農支援の取組終了後、取組ほ場が農振農用地から除外された場合、当該取組は支援の対象となるのか。	5

5 営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地(要領第5の2))

(作付面積、先進的な取組の実施面積の算定方法(要領別記9の2))

番号	質 問	頁
14	面積の測定は示されたどの方法を用いてもよいのか。	5
15	果樹園における作業道、農業機械の回転用の枕地などは対象面積にカウントできるのか。	5
16	1つのほ場の中に、複数のハウスを設置して先進的取組を実施している際の取組面積はどのように測定するのか。	5

6 協定(要領第5の4)

番号	質 問	頁
17	協定の内容は、地域環境の保全を図ることを内容とする計画と整合がとれたものであるべきではないか。	6
18	例えば、20年度から事業を開始した場合、24年度についても支援がなくても取組を行う必要があるのか。	6

番号	質問	頁
19	営農活動対象区域を設定する上での最小単位である「集落」とはどのようなものか。	6
20	営農活動対象区域の設定の際に小字単位でも設定してよいのか。	6
21	集落の一部分でも営農活動対象区域を設定できるとのことだが、具体的にはどのような場合か。	7
22	集落の一部分で営農活動対象区域を設定する場合、当該区域の区域設定が適切かどうかは誰が判断するのか。	7
23	協定締結内容の変更において市町村長と活動組織の協議が必要とされている「その他市町村長が定める事項に係る変更」とは何を想定しているのか。	8
24	なぜ、区域内農業者の一覧の作成には市町村長の指導が必要なのか。	8

7 支援の要件となる取組(要領第5の5)

支援の要件となる取組

番号	質問	頁
25	なぜ、地域全体の農家が行うたい肥の施用等の環境負荷低減に資する取組と化学肥料、化学合成農薬の5割以上の低減等の先進的な取組とを一体的に行う必要があるのか。	8
26	活動組織の構成員であって、かつ、営農活動対象区域内で農業経営を営む農家はすべて農業環境規範の点検シートを提出しなければならないのか。	9
27	農業環境規範は産地づくり交付金や水田・畑作経営所得安定対策等で提出していれば提出する必要はないのではないのか。	9

地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

番号	質問	頁
28	「地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組」は対象区域の農家の8割以上が取り組むこととされているが、ここでいう農家はどのような農家か。	10
29	営農活動対象区域内の農家が、協定に記載された環境負荷低減に資する取組(浅水代かきの実施、たい肥等有機質資材の施用)以外の環境負荷低減に資する取組(フェロモン剤の利用)を行おうとする場合、当該農家を環境負荷低減に資する取組を行った農家としてカウントすることができるのか。	10
30	活動組織は地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組を選定し、協定に記載するとあるが、いくつ選べばよいのか。	11
31	リサイクルプラスチックの利用は地域でリサイクルしたものでないといけないのか。	11
32	地域全体の環境負荷低減に資する取組と先進的な取組の作物は連動する必要があるのか。	11
33	地域全体での環境負荷低減に向けた取組は、先進的な取組と同様に当該年度に収穫される作物の栽培期間で考えるのか、それとも4月～3月の年度で考えるのか。	11
34	「特認取組」の「環境負荷低減効果」とはどのようなものを示せばよいのか。	12
35	地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組の特認取組はいつまでに申請すればよいのか。	12
36	地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組の特認取組が承認された場合、当該特認は申請を行った地域協議会における対象区域に限られるのか。	12

先進的な取組に係るまとまりの基準

(先進的に係るまとまりの程度の判定方法について(要領別記10の第2))

番号	質問	頁
37	各作物ごとにまとまりを判断する場合の「各作物ごと」とはどのようなものなのか。	12
38	品種ごとにまとまりを判断してもよいのか。	13
39	地域で品種別に異なった栽培暦を作成しておれば、品種毎にまとまりを判断しても良いか。	13

番号	質問	頁
40	まとめり要件の判定において、30アール以上の農家は当該作物の販売の有無に関わらず全てカウントしなければいけないのか。	13
41	飼料作物、牧草の生産のみを行っている畜産農家について、まとめり要件の判定(分母)から外せることとしている理由いかな。	13
42	作物毎にまとめり要件をクリアする際、先進的営農に取り組む農家の数に要件(最低農家数)はあるのか。また、面積要件(最低面積)はあるのか。	14
43	作物全体でまとめりをみる場合、販売農家が生産したものであれば、販売していない農作物も含めて、5割低減を行った面積にカウントしてよいのか。	14
44	特に支援を要しないとして、エコファーマーの認定を受けずに5割低減を行っている農家があった場合、こうした農家をまとめり要件上、5割低減を行っている農家としてカウントしてよいのか。	14
45	不耕起・冬期湛水に取り組む農家を5割低減の取組のまとめりにカウントしてよいのか。	14
46	活動組織の中に3つの営農活動対象区域があって、1農家がそれぞれの対象区域で耕作を行っている場合、この農家をそれぞれの対象区域でまとめり要件上カウントしてよいか。	15
47	慣行的に化学合成農薬を使用しない作物は、作物全体でまとめり要件を判断する際の面積から外してよいのか。	15
48	不作付け農地の面積及び所在地は、必ず必要なのか。	15

農家数の算定にあたっての特例措置(要領別記10の第3)

番号	質問	頁
49	特例を用いて貸し手の農家をカウントする場合はどのような書類を提出しなければならないか。	15
50	地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組において、作業委託する場合はオペレーターが代理として農業環境規範のチェックシートを提出しても構わないのか。	16
51	農家(A)が農地を賃借して5割低減に取り組む場合、農地を貸し付けている農家(B)を取組農家としてカウントすることが可能とされているが、A農家の耕作地がB農家からの借地のみの場合でもA、B両方をカウントできるのか。	16
52	農家(A)が農地保有合理化法人(X)を介して農家(B)から農地を賃借して5割低減に取り組んだ場合、貸し手としては農地保有合理化法人とB農家のどちらをカウントするのか。	16
53	水田・畑作経営所得安定対策の支援対象となる農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)は、まとめり要件における5割低減等の取組農家のカウントに当たって、1戸としてカウントしてよいのか。	17
54	水田・畑作経営所得安定対策の対象となる農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)であれば、先進的営農支援を受けていなくとも1戸としてカウントしてよいのか。	17
55	大規模に5割低減に取り組む法人も小規模に5割低減に取り組む農家もまとめり要件の判断にあたっては同じ1戸の農家としてカウントするのか。	17

まとめりの程度を判断する地域の範囲(要領別記10の第4)

番号	質問	頁
56	複数の活動組織でまたがってまとめりを判断することができるのはどのような場合か。	18
57	農協の営農部会等の組織の範囲を一つの区域とみなしてまとめりを判定する場合、農協の営農部会等の組織はどのような規約等を整備していることが必要となるのか。	18
58	複数の活動組織にまたがってまとめりを判断する際には、協定締結や申請時にどのような点に注意すべきか。	18

番号	質問	頁
59	<p>まとまり要件の判断において、複数の活動組織をまたいでまとまりを判定することができるかとされているが、以下の 及び のケースの場合、支援の対象となるのか。</p> <p>水稲部会の範囲で、作物毎にまとまりを判定する場合、水稲だけでなくトマトについても作物毎のまとまりが確保されれば、支援の対象としてよいのか。</p> <p>水稲部会の範囲で、作物全体でまとまりを判定する場合、水稲だけでなくトマトも含めてまとまりを判定し、支援の対象としてよいのか。</p>	19
60	水稲の部会の中に、活動組織が5地区ある場合、5地区の地理的連続性がなくても、これをもとにまとまりの判断をすることは構わないのか。	19
61	水稲の部会の中に、活動組織が5地区ある場合、3地区だけでまとまりを判断してもよいのか。	19

自然災害等のやむを得ない理由により生産継続や先進的な取組の実施が困難となる場合の取扱い(要領別記10の第5)

番号	質問	頁
62	災害等により化学合成農薬の散布が生産を継続する上でどうしても必要となり、一部の農家が5割低減を満たさなかった結果、まとまり要件を満たさなくなるような場合、全ての農家が支援を受けられなくなるのか。	20
63	「自然災害等やむを得ない理由」の自然災害とはどのようなものか。	20
64	「都道府県等の公的文書」とはどのようなものか。	20

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合

番号	質問	頁
65	化学肥料や化学合成農薬の低減割合の判断基準となる地域の慣行レベルはどのように設定するのか。	21
66	営農活動への支援は、慣行レベルから5割低減というが、地域によって条件が違い、慣行で使用する化学合成農薬の回数や量も違いがある。このため、全国一律に5割のように低減割合で設定するのではなく、(全国一律の)絶対値で設定すべきではないか。	21
67	特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは慣行レベルは地方公共団体が定めたもののほか、地方公共団体がその内容を確認したものでもよいこととなっているが、本対策ではどうか。	21
68	特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは慣行レベルは市町村が定めたものでもよいこととなっているが、本対策ではどうか。	22
69	「ラノーテープ」などの非散布型農薬について、エコファーマーの省令技術としては、光利用技術として認められているが、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは認められていない。そうした資材の本対策での取扱いいかん。	22
70	慣行レベルが設定されていない作物は支援を受けられないのか。	22
71	化学合成農薬の場合、慣行レベルの施用回数が奇数回の場合、5割低減の施用回数は小数点を切り捨てるのか、又は切り上げるのか。	22
72	飼料作物で化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した場合、支援の対象となるのか。	23
73	災害が発生し、収穫ができなかった場合、営農活動支援交付金の取扱いはどうなるのか。	23
74	計画と異なる資材を用いて5割低減を達成した場合、支援は受けられるのか。	23

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

番号	質問	頁
75	化学肥料、化学合成農薬の5割低減が困難な作物もあるのではないかと。	24
76	化学合成農薬の低減割合の特例に設定されている巨峰系4倍体品種とは何か。	24
77	化学肥料・化学合成農薬の低減割合の特例については、一度認められると事業実施期間中は特例が設定されると考えてよいのか	24

化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

番号	質問	頁
78	化学肥料・化学合成農薬の大幅低減以外に支援を受けられる取組はあるのか。	25
79	不耕起・冬期湛水を先進的な取組として支援の対象とした理由いかな。冬期湛水のみ取組では支援の対象とならないのか。	25
80	不耕起・冬期湛水の定義は具体的にどのようなものなのか。	25
81	不耕起冬期湛水技術を導入し先進的な営農活動支援を受ける場合において、化学肥料、化学合成農薬の使用に制限はあるのか。	26

8 支援の対象となる環境負荷低減に向けた推進活動(要領第5の6)

番号	質問	頁
82	営農基礎活動支援交付金はどのようなものに使用できるか。	26
83	営農基礎活動支援交付金を認証制度の申請経費に充てられないか。	26
84	営農基礎活動支援交付金を活用して講習会を開催する際に、区域外の農業者を含めて実施してもよいのか。	27
85	営農基礎活動支援交付金をたい肥の散布等の地域の環境負荷低減に資する取組に必要な経費に充てることや、個人に配分することは可能か。	27
86	営農基礎活動支援に係る交付金の使途として「技術実証ほの設置等の環境負荷低減技術の実証及び調査」ができることであるが、技術の実証とは具体的にどのような技術を対象にすればよいのか。	27
87	技術の実証の規模はどの程度を想定しているのか。	27
88	技術の実証にあたっては、試験場や普及センターの指導が必須なのか。	28
89	20年度に播種し21年度に収穫を行う小麦など栽培期間が年度をまたぐ作物で技術実証を行うことは可能か。	28
90	環境負荷低減に向けた推進活動の特認活動が承認された場合、当該特認は申請を行った地域協議会における対象区域に限られるのか。	28

9 支援の対象となる先進的な取組(要領第5の7)

支援の対象となる農家の要件

番号	質問	頁
91	経営耕地面積の30アール以上は、対象区域外の面積を含むのか。	28
92	支援の対象要件の経営耕地面積30アール以上は、いつの時点の経営面積で要件の適否を判断するのか。	29
93	経営耕地面積30アール以上、または年間の農産物販売全額が50万円以上であることをどのように確認するのか。	29
94	水田・畑作経営所得安定対策による支援を受けていない農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業団体については、法人と同様1戸としてカウントして良いか。	29
95	年間の農産物販売金額が50万円以上であることを証明すれば、経営耕地面積が30アール未満であっても、支援ができることとされているが、この50万円以上の農産物販売金額については、支援対象年度の販売金額か。	29
96	販売実績のない新規就農者は営農活動支援の対象となるのか。	30
97	集落単位でブロックローテーションを行う場合、農地の所有者と農作業を行う農業者とが異なるケースが生じる。こうした場合、農作業を行う農業者が営農活動支援交付金の交付を受けるためには、どのような手続きが必要か。	30
98	支援農家の要件として対象作物に関してエコファーマー認定を受けていることとしている理由いかな。	30
99	エコファーマーの認定を受ける場合、どこに相談すればいいのか。	31
100	どの段階でエコファーマーになっていれば、その年度の支援を受けられるのか。	31

番号	質問	頁
101	水稻でエコファーマー認定を受けている農業者がキャベツで支援を受けようとする場合、キャベツでもエコファーマーの認定を受ける必要があるのか。	31
102	エコファーマーの認定期間が平成20年までの農業者が、平成21年度以降支援を受けるためには、再度エコファーマーの認定を受けなくてはならないのか。	31
103	不耕起・冬期湛水の取組でも、エコファーマーの要件は必要なのか。	31
104	エコファーマー認定を受けて先進的取組を実施している農業者が生産の途中で死亡等やむを得ない事情により取組を中断した場合、当該農業者の後継者(配偶者や子等)が生産計画に従い引き続き5割低減を実践すれば、後継者に対して交付金を配分して良いか。 また、この場合どのような手続きが必要となるか。	32
105	同一世帯の異なる農業者がそれぞれエコファーマーの認定を受け、5割低減の取組を行っている場合、まとまりの判定上、それぞれのエコファーマーを1戸の農家としてカウントして良いこととされているが、この場合、30アール以上という農家の要件は、どのように適用すれば良いのか。	32
106	経営耕地面積に不作付け地や耕作放棄地は含まれるのか。	33
107	支援の要件に経営耕地面積が30アール以上であることとあるが、当該農家の延べ面積でよいのか。	33

標示票の設置

番号	質問	頁
108	先進的取組ほ場における標示票としてどのようなものが必要か。認証制度で使用している既存のものでよいのか。	33

委託を受けて農作業を行う組織の取扱い

番号	質問	頁
109	集落営農におけるエコファーマー特例の適用にあたっては、持続農業法の認定の要件の一つである「導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が当該農作物の作付面積の相当部分(おおむね5割以上)を占めていること」は満たす必要があるのか。	34
110	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第2条に定める要件(地域の農用地の2/3以上の利用集積目標の設定、農業生産法人化計画の作成、主たる従事者の所得目標の設定、規約の作成、共同販売経理)を満たしていれば、品目横断的経営安定対策の規模の要件を満たさない農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)であっても支援の対象とすることができるのか。	34
111	水田・畑作経営所得安定対策の支援の要件を満たしていれば、米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ以外の作物(野菜や果樹)を対象とした農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)であっても、営農活動支援の対象とすることができるのか。	35
112	水田・畑作経営所得安定対策の支援の要件を満たしているが、品目横断的経営安定対策の支援を受けない農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)については、営農活動支援の対象とすることができるのか。	35
113	農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)として水田・畑作経営所得安定対策の支援を受けているが、営農活動支援については、エコファーマーの認定を受けている個々の農家を対象として支援を受けることが可能か。	36
114	農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)として営農活動支援を受けるため、エコファーマー計画に準ずる計画の作成を考えている。水稻についてはすでに構成員全員がエコファーマーの認定を受けている(認定期間もまだ残っている)場合、水稻についての準ずる計画の技術内容は、個人で認定を受けている技術内容に新たな技術の導入が必要となるのか。	36

115	活動組織より広い範囲を対象とする農作業受託組織（特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織）の場合、持続農業法に準ずる計画の作成は、農作業受託組織を単位に作成してもよいか。	37
-----	--	----

10 交付額(要綱別紙2の4)

番号	質問	頁
116	支援単価はどのように設定したのか。	37
117	掛増し経費はどのように算定したのか。	37
118	どのような考え方で作物区分を行っているのか。	37
119	「上記区分に該当しない作物」とは具体的に何か。	37
120	いんげんまめは、どの作物区分に該当するのか。	38
121	飼料用に栽培する水稻はどの作物区分に該当するのか。	38
122	作物区分に「施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご」とあるが、施設で栽培するミニトマトはこれに含まれるのか。	38
123	支援単価の作物区分に「施設トマト、きゅうり等」とあるが、ここでいう施設栽培とはどのようなものを指すのか。	38
124	施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちごのみが別の作物区分にされているのはなぜか。	39
125	低減割合の特例を設定しなし、もも等の支援単価はどうなるのか。	39
126	化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する先進的な取組として、「不耕起・冬期湛水」が示されているが、その支援単価はどうなるのか。	38
127	不耕起・冬期湛水を行い水稻で5割低減の取組を行った場合は、両方の支援を受けられるのか。	39

11 営農活動支援交付金の先進的な取組の実施面積の算定方法(要領第5の8)

番号	質問	頁
128	茶など1年間に複数回収穫を行う作物の場合、先進的な営農支援は複数回受けることが可能か。	40
129	年に複数回収穫する二つの場合、収穫した回数分支援が受けられるのか。	40
130	先進的な営農支援交付金の支援額の算出方法いかに。	40
131	生産計画の面積は、2.1aのように、小数点以下第一位まで記載することとなっているが、この場合、小数点以下第2位は切り捨てか、四捨五入か。	40

12 営農活動支援の採択申請等(要領第5の9)

番号	質問	頁
132	生産計画は、都道府県の認証制度で用いている生産計画など示された参考様式以外のものでよいのか。	41
133	同じ栽培暦や技術体系で生産している生産組合や集団の場合、生産計画を個人それぞれで出すのではなく、組合や集団単位で1枚作成・提出すればよいのか。	41
134	生産計画の提出後に取組ほ場や取組面積を変更することは可能か。	41
135	共済細目書等で面積が確定する前に生産が開始されるため、面積確定後に生産計画を提出することが困難な場合については、生産過程途中で生産計画の面積を変更することが可能か。	42

13 実施状況の報告(要領第5の10)

番号	質 問	頁
136	活動組織の代表が市町村長に対し「実施状況の報告書(案)」を提出し、確認を「求めることができる」とした理由いかに。	42
137	複数品目で先進的取組を行う場合や同一品目を年複数回作付けしている場合、それぞれ毎に実施報告を提出しなければならないのか。また、それぞれ毎に交付金が受けられるのか。	43

14 実施状況の確認(要領第5の11)

番号	質 問	頁
138	地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組を8割の農家が実施していることをどのように確認するのか。	43
139	実施確認の役割分担はどのようなものなのか。	43
140	実施確認において、都道府県、市町村の役割分担を変えてもよいのか。	44
141	市町村と都道府県の実施確認に関する役割分担について、両者で協議を行い、要領で定められた分担と異なるものとした場合、どのような手続きが必要か。	44
142	現地確認について、協力要請することができる関係機関とは具体的にどのような機関か。	44
143	有機JASや都道府県の認証の結果を持って実施確認に代えることができるかとあるが、具体的にどのような場合か。	44
144	都道府県や市町村の実施確認について、農協等の生産者団体に委託することができるのか。	45
145	都道府県の生産計画の確認は、実施確認とともに認証団体などに委託することが可能か。	45

15 営農活動支援交付金の返還(要領第5の12)

番号	質 問	頁
146	協定期間の途中で支援の要件を満たさなくなった場合、遡って返還する必要があるのか。	46

16 営農活動支援交付金の交付方法(要領第5の15)

番号	質 問	頁
147	先進的営農支援交付金は個人の農家へ配分してもよいのか。	46
148	営農活動支援交付金を農業者ではなく、農協の部会、営農組合などの生産者団体に配分してもよいのか。	46
149	先進的営農支援交付金について、活動組織でプールして使う場合、用途に限定はあるのか。例えば、申請手続き等の事務的経費に充ててもよいのか。	47
150	振込手数料は、先進的営農支援交付金で支出できないか。	47
151	先進的営農支援交付金を、活動組織が実施する先進的営農支援の対象農家以外の農家に関わる事業経費に用いてもよいのか。	47
152	先進的営農支援交付金は、担い手農家以外に対しても配分することができるのか。	47
153	先進的営農支援交付金で活動組織の機械などを購入してもよいのか。	48
154	不耕起・冬期湛水に係る交付金はいつ交付金は交付されるのか。	48
155	作付期間が年度をまたぐ作物の場合、先進的取組の支援はどの年度で受けられるのか。	48

17 事業の実施状況及び資金管理状況の報告(要領第5の16)

番号	質 問	頁
156	20万円を超える活動を行った場合、金銭出納簿と収支実績報告書は20万円を超える実際の支出額で整理して良いか。	49

18 その他

番号	質 問	頁
157	活動組織の中に営農活動支援部分の意志決定に係る部会を設定してもいいか。	49
158	中山間地域等直接支払交付金と先進的営農支援は重複して受けることができるのか。	49
159	ブロックローテーションのように作付ほ場が毎年変動するような場合も支援を受けられるのか。	50
160	活動組織は農協などに交付金の配分に関する事務を委託することができるか。	50
161	営農活動支援交付金を銀行口座に預金した際に発生する利子の取扱いはどのようになるのか。	50

1 支援の基本的考え方

(問1) 農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援のねらいいかん。

(答)

- 1 国民の環境問題への関心が高まる中で、我が国農業が将来にわたって国民の信頼を得て、持続的な発展を図るためには、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することが必要である。
- 2 一方で、農業現場の実態をみると、エコファーマーの増加が示すとおり環境保全型農業の取組は拡大しているものの、依然として多くの取組は点的なものに止まっているほか、化学肥料や化学合成農薬の大幅低減などの農業生産に伴う環境負荷を大幅に低減しようとする取組は極めて限定的なものに止まっている。
- 3 このため、本支援は、地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取組を対象として、取組面積に応じた新たな交付金を交付する等により、点から面、個人から地域への取組の拡大を誘導し、地域の水質や生態系などの環境保全に資する農業生産を推進するとともに、有機農産物、特別栽培農産物など、消費者ニーズに応えた農産物の生産やブランド化などを通じて、新たな地域農業の展開を図るものである。

(問2) 環境保全型農業を行う個人に対する支援ではなく、まとまりを要件としている理由いかん。

(答)

- 1 化学肥料や化学合成農薬の使用の大幅低減など先進的な取組については、点的な取組ではなく、地域で相当程度のまとまりを持って実施することで、環境負荷の大幅低減が可能となり、地域の環境保全が効果的に進むほか、消費者ニーズに沿った地域農業の展開、農産物のブランド化などを通じて、地域農業の振興にも資するものと考えられる。
- 2 このため、本対策においては、より効果的な施策とする観点から、地域でまとまりをもった取組に対して支援を行うこととしている。

(問3) 本支援により有機農業は支援を受けることができるのか。

(答)

- 1 営農活動への支援は、まとまりを持って化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する先進的な取組に対して支援することとしており、化学肥料、化学合成農薬を使用しない有機農業についても、本対策の中で、支援していくこととしている。
- 2 特に、今後は、先駆的な有機農家の知見を生かしながら、地域が協力して、まとまって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する取組を拡大していきたいと考えている。

(問4) 営農活動支援が、共同活動支援と一体的に実施することを要件としている理由いかん。

(答)

- 1 化学肥料や化学合成農薬の使用の大幅な低減などの先進的な営農活動を効果的かつ安定的に進めるためには、農地周辺の環境についても適切に保全管理され、病害虫や雑草の発生しにくい環境が維持されていることが必要と考えている。
- 2 また、地域の水質や生態系の保全を効果的に進めるためには、環境保全に向けた先進的な営農活動と、水路やため池などを保全向上させる共同活動とが一体的に実施されることが重要と考えている。
- 3 このため、先進的な営農活動への支援に当たっては、効果的かつ安定的な施策とする観点から、水路、農道、ため池などの資源を保全向上する共同活動を実施する地域において一体的に実施することとしているところである。

2 実施期間(要綱第2)

(問5) 事業実施期間を5年間とした理由いかん。

(答)

化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取組への転換に当たっては、技術確立、生産の安定化が図られるまでの5年程度の間は、収量・品質が安定せず、技術の導入に伴う追加的費用を収入の増加等で補うことが困難であることから、支援期間を最大5年間として、持続農業法の技術導入計画の認定期間について支援を行うこととしている。

3 地域環境の保全を図ることを内容とする計画の策定(要領第5の1)

(問6) 地域環境の保全を図ることを内容とする計画が策定されている地域とした理由いかな。

(答)

営農活動支援は、農業における環境保全の取組が必要とされている地域を対象として支援を行うため、環境保全上の課題やこうした課題の解決に向けた営農上の取組などが地域の計画として明確化されている地域であることを支援の要件としている。

(問7) 営農活動支援の対象地域として、「地域環境の保全を図ることを内容とする計画」が策定されている地域とされているが、計画の具体的な内容はどのようなものか。

(答)

- 1 計画の具体的内容には、
地域の環境保全上の課題とともに、
本課題の解決に向けて取り組むべき営農上の取組及び取組目標
が明記されていることが必要である。
- 2 市町村段階での策定が進められてきた市町村環境保全型農業推進方針や湖沼水質保全計画等でこれらが明記されていれば、本計画に該当するものと考えている。
- 3 今後、必要があれば、各市町村において、環境保全型農業推進方針等の見直しを進めていただきたいと考えている。

(問8) 環境保全に関する計画の範囲は市町村より広くても構わないか。

(答)

環境保全に関する計画は、
地域の環境保全上の課題とともに、
本課題の解決に向けて取り組むべき営農上の取組及び取組目標が明記されているもの
となっており、計画の範囲としては、同一の環境保全上の課題を共有する地域であれば、
複数の市町村を含む地域を対象に作成されたものでも良いこととしているところである。

(問9) 市町村環境保全型農業推進方針等の計画は、協定締結までに作成しなければ、支援が受けられないのか。

(答)

- 1 市町村環境保全型農業推進方針等の計画については、原則として協定締結までに作成することが必要である。
- 2 ただし、協定締結時までに、パブリックコメント、公聴会等で、計画案が公表されていけば良いこととする。

(問10) 営農活動支援の対象区域は、地域環境の保全を図ることを内容とする計画を策定している地域とされているが、市町村等が作成した計画が支援の要件を満たしていることを、誰がどのように確認するのか。

(答)

地域協議会において、各市町村等が作成した地域環境の保全を図ることを内容とする計画の策定状況及びその内容についての精査を行うこととし、これを踏まえ、交付金の採択申請時に計画策定に関する要件を満たしているかどうかを確認するものとする。

4 対象地域及び対象農用地(要綱別紙2の第3)

(問11) 共同活動支援の要件が満たされなくなった場合、営農活動支援は受けられなくなるのか。

(答)

営農活動支援は、共同活動支援の協定農用地の範囲内であることが必要であり、協定期間の途中で共同活動支援の要件が満たされなくなった場合、営農活動支援も受けられなくなる。

(問12) 農振農用地以外で先進的取組を行い、年度中に取組ほ場が農振農用地に編入された場合、当該取組は支援の対象となるのか。

(答)

当該年度中に農振農用地に編入されれば、取組終了後の編入であっても当該取組は支援対象となる。この場合、当該取組ほ場をあらかじめ協定農用地に入れておく必要がある。

(問13) 先進的営農支援の取組終了後、取組ほ場が農振農用地から除外された場合、当該取組は支援の対象となるのか。

(答)

当該年度中に取組ほ場が農振農用地から除外された場合は、支援対象とならない。

5 営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地(要領第5の2))

(作付面積、先進的な取組の実施面積の算定方法(要領別記9の2))

(問14) 面積の測定は示されたどの方法を用いてもよいのか。

(答)

- 1 面積の測定は、別記9のいずれかの方法によって実施されればよいこととしている。
- 2 一般的に言えば、共済細目書その他の公的資料で面積が記載されていれば、その面積を使用すれば良いこととなっており、こうした面積が無い場合やほ場の一部で取組が実施されている場合は、図測や実測で把握することが必要である。

(問15) 果樹園における作業道、農業機械の回転用の枕地などは対象面積にカウントできるのか。

(答)

農地の内部にあって、営農活動を行う上で必要不可欠なもの(例えば、農業機械の回転用の枕地や果樹園の作業道など)は、対象面積にカウントできることとする。

(問16) 1つのほ場の中に、複数のハウスを設置して先進的取組を実施している際、取組面積はどのように測定するのか。

(答)

各ハウスの面積の合計とする。

6 協定（要領第5の4）

（問17）協定の内容は、地域環境の保全を図ることを内容とする計画と整合がとれたものであるべきではないか。

（答）

協定の実施計画の内容は、「地域の環境保全を図ることを内容とする計画」と整合がとれたものであることが望ましい。このため、都道府県や市町村は、こうした整合が図られるように、活動組織等に対して啓発や指導を行うことが重要である。

（問18）例えば、20年度から事業を開始した場合、24年度についても支援がなくても取組を行う必要があるのか。

（答）

- 1 営農活動支援についても、24年度も協定期間が継続する場合は、支援の有無に関わらず、協定の活動計画に従って、取組を実施するよう努めることとする。
- 2 なお、営農活動支援については、24年度に協定の活動計画に基づく取組を行わない場合であっても、遡って交付金を返還する必要はないこととする。

（問19）営農活動対象区域を設定する上での最小単位である「集落」とはどのようなものか。

（答）

営農活動対象区域については、農業センサスにおける農業集落や字等の行政区域を基本として設定することとしている。

（問20）営農活動対象区域の設定の際に小字単位でも設定してよいのか。

（答）

営農活動支援の対象区域は、基本的に「集落」を最小単位として設定することとしており、ここでの「集落」としては、農業センサスにおける農業集落とともに、小字を含む字等の行政区域をもって考えることとしているところである。

(問21) 集落の一部でも営農活動対象区域を設定できるとのことだが、具体的にはどのような場合か。

(答)

集落の一部で営農活動対象区域を設定できるケースとしては、以下のようなものを想定している。

共同活動支援の対象地域が集落を部分的にしか含んでいない場合

- ・ 共同活動支援の対象地域が、1集落より小さい場合
- ・ 共同活動支援の対象地域が、水系単位等で設定されており、複数の集落を部分的に含んでいる場合

集落内が、地形的な条件、水系、土地利用等明確な基準により細分化され、営農上の一体性といった観点から、細分化した区画を対象区域とすることが適当と認められる場合

- ・ 河川・山林等の地形的な条件によって、集落内のほ場が分断されている場合
- ・ 集落内に水系の異なる区画がある場合
- ・ 集落内で隣接地域からの入作が一般化している区画がある場合
- ・ 水田地帯の集落内に、利用形態の異なる施設園芸による営農や果樹の作付けなどが行われている区画が存在する場合

(問22) 集落の一部で営農活動対象区域を設定する場合、当該区域の区域設定が適切かどうかは誰が判断するのか。

(答)

適切な区域設定かどうかは協定締結に当たり市町村が判断することとなる。このため、こうした区域設定に当たっては、あらかじめ市町村と相談することが必要である。

(問23) 協定締結内容の変更において市町村長と活動組織の協議が必要とされている「その他市町村長が定める事項に係る変更」とは何を想定しているのか。

(答)

- 1 要領では、協定内容のうち、
 - (1) 協定の対象となる資源の範囲の変更(営農活動対象区域の変更を含む)
 - (2) 営農活動支援交付金の交付額の増加を伴う実施計画の変更については、必ず市町村との協議を要することとしている。
- 2 また、協定は、活動組織と市町村長の間で締結されるものであり、市町村長の判断により、協議の対象項目として追加できることとしている。このため、交付額の増加を伴わない先進的取組の取組面積の変更などについても協議を必要とすることなどができることとしている。

(問24) なぜ、区域内農業者の一覧の作成には市町村長の指導が必要なのか。

(答)

営農活動対象区域内の農業者が適正に把握されているようにするためである。

7 支援の要件となる取組(要領第5の5)

・支援の要件となる取組

(問25) なぜ、地域全体の農家が行うたい肥の施用等の環境負荷低減に資する取組と化学肥料、化学合成農薬の5割以上の低減等の先進的な取組とを一体的に行う必要があるのか。

(答)

- 1 本対策は、地域環境の保全を図ることが必要な地域における取組を支援するものであり、地域として、環境負荷の大幅低減や環境保全の取組を効果あるものとするためには、先進的な農業者による化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する取組だけでなく、地域のそれ以外の農業者についても環境負荷低減に向けた取組を実践することが必要である。
- 2 このため、本支援では地域全体の取組と先進的な取組を一体的に行うことを要件としている。

(問26) 活動組織の構成員であって、かつ、営農活動対象区域内で農業経営を営む農家はすべて農業環境規範の点検シートを提出しなければならないのか。

(答)

- 1 農業環境規範については、すべての農家に実践していただくことが望ましいと考えており、地域全体の農家による環境負荷低減に資する取組と併せてその実践を推進していくこととしている。
- 2 このため、少なくとも環境負荷低減に資する取組を行う農家については、農業環境規範の点検シートを提出していただくこととしている。

(問27) 農業環境規範は産地づくり交付金や水田・畑作経営所得安定対策等で提出していれば提出する必要はないのではないか。

(答)

- 1 本対策では、農業環境規範のチェックシートを活用して、地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組の実施を点検することも求めており、こうした点からも実施報告において農業環境規範のチェックシートを提出する必要がある。
- 2 なお、農業環境規範のチェックシートについては産地づくり交付金や水田・畑作経営所得安定対策等で提出していれば、そのコピーでも差し支えない。ただしこの場合、地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組を実施したことを別途示す必要がある。

・地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

(問28) 「地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組」は対象区域の農家の8割以上が取り組むこととされているが、ここでいう農家はどのような農家か。

(答)

営農活動対象区域内に経営農地を有する農家であって、又は を満たす農家とする。また、 の条件を満たす農家についても含めることができるものとする。

経営耕地面積が30アール以上である農家

経営耕地面積が30アール未満であるが、農産物販売金額が年間50万円以上であり、先進的営農支援の対象となる農家

法人の構成員であって、活動組織が選定した地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組に従事している農家

賃借している農地で活動組織が選定した地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組を行っている場合、当該農地を法人を含む農家に貸している者(ただし、貸し手は必ずしも農家でなくてもよいが、農家・非農家に関わらず活動組織の構成員である必要がある。)

(問29) 営農活動対象区域内の農家が、協定に記載された環境負荷低減に資する取組(浅水代かきの実施、たい肥等有機質資材の施用)以外の環境負荷低減に資する取組(フェロモン剤の利用)を行おうとする場合、当該農家を環境負荷低減に資する取組を行った農家としてカウントすることができるのか。

(答)

協定変更の届け出を行い、フェロモン剤の利用を地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組として協定(営農活動計画)に追加すれば、フェロモン剤の利用を行った農家についても環境負荷低減に資する取組を行った農家としてカウントすることが可能である。

(問30) 活動組織は地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組を選定し、協定に記載するとあるが、いくつ選ばばよいのか。

(答)

- 1 選定する取組数には特段の限定はない。地域農業の実態や環境保全上の課題などに沿った取組を必要な数だけ選定すればよいこととしている。
- 2 なお、複数選定した場合、取組農家は選定した取組のうち1つ以上の取組を実施すれば、地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組を行った農家としてカウントすることができる。

(問31) リサイクルプラスチックの利用は地域でリサイクルしたものでないといけな
いのか。

(答)

地域でリサイクルしたものに限定しないこととしている。

(問32) 地域全体の環境負荷低減に資する取組と先進的取組の作物は連動する必要が
あるのか。

(答)

地域全体の環境負荷低減に資する取組は、作物の種類を限定するものではないため、先進的取組の対象作物と連動することを必要とするものではない。

(問33) 地域全体での環境負荷低減に向けた取組は、先進的取組と同様に当該年度に
収穫される作物の栽培期間で考えるのか、それとも4月～3月の年度で考える
のか。

(答)

- 1 環境負荷低減に向けた地域共同の取組は、4月から3月までの年度を単位として取組の実施を点検することも、また、当該年度に収穫される作物の栽培期間を単位として取組の実施を点検することもできることとする。
- 2 なお、点検の単位の考え方は、営農活動対象区域で選択することとし、協定締結年度に選択した単位で、協定期間中は点検することとする。

(問34)「特認取組」の「環境負荷低減効果」とはどのようなものを示せばよいのか。

(答)

環境負荷低減効果とは、ほ場からの環境負荷の流出を抑制する効果、有機物資源の循環利用の促進を通じて環境負荷を低減する効果、化学肥料や化学合成農薬を低減する効果、リサイクルを通じた循環型社会の形成に貢献する効果などを、できる限りデータで示すこととし、何らかのデータを示すことが難しい場合にあっては、こうした効果があることを定性的に説明するものでも良いこととしている。

(問35) 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組の特認取組はいつまでに申請すればよいのか。

(答)

環境負荷低減に資する取組の特認取組の申請は、4月30日までに、地域協議会長から地方農政局長に対して特認申請を行うこととする。当該取組に係る市町村との協定締結が円滑に進むように地域協議会はできるだけ速やかに申請し、承認を受けた後、市町村、活動組織等の関係機関に速やかに知らせることが必要である。

(問36) 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組の特認取組が承認された場合、当該特認は申請を行った地域協議会における対象区域に限られるのか。

(答)

地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組の「特認取組」は、申請のあった地域協議会における対象区域に限り認めることとする。

・先進的な取組に係るまとまりの基準

(先進的に係るまとまりの程度の判定方法について(要領別記10の第2))

(問37) 各作物ごとにまとまりを判断する場合の「各作物ごと」とはどのようなものなのか。

(答)

水稻、トマト、りんご等の個々の品目ごとや、夏秋トマト等の作型ごとのほか、根菜類、野菜類等の品目群ごとなど、地域の実態に応じて判断できるものとする。

(問38) 品種ごとにまとまりを判断してもよいのか。

(答)

品種ごとに慣行レベルが設定されているなど、品種によって明らかに肥料や農薬の施用の技術体系が異なっていると認められれば、品種ごとにまとまりを判断しても構わない。

(問39) 地域で品種別に異なった栽培暦を作成しておれば、品種毎にまとまりを判断しても良いか。

(答)

肥料や農薬の施用の技術体系が異なり、施用量や施用回数が異なる場合(慣行レベルが異なるなど)等については、品種毎にまとまりを判断することができる。

(問40) まとまり要件の判定において、30アール以上の農家は当該作物の販売の有無に関わらず全てカウントしなければいけないのか。

(答)

販売の有無にかかわらず全てカウントすることが必要である。

(問41) 飼料作物、牧草の生産のみを行っている畜産農家について、まとまり要件の判定(分母)から外せることとしている理由いかな。

(答)

- 1 飼料作物では、多くの場合、慣行的にも化学肥料や化学合成農薬を使用しない取組となっており、こうした場合は、先進的営農活動支援の対象となり得ないものであるため、まとまり要件の判定(分母)からは外してよいこととしている。
- 2 なお、飼料作物であっても、慣行的に化学肥料及び化学合成農薬を使用する作物にあつては、先進的営農活動支援の対象とすることが可能である。

(問42) 作物毎にまとまり要件をクリアする際、先進的営農に取り組む農家の数に要件(最低農家数)はあるのか。また、面積要件(最低面積)はあるのか。

(答)

支援に当たって最低農家数や最低面積は設定していない。

(問43) 作物全体でまとまりをみる場合、販売農家が生産したものであれば、販売していない農作物も含めて、5割低減を行った面積にカウントしてよいのか。

(答)

作物全体でまとまりをみる場合、経営耕地面積が30アール以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上である農家が行う5割低減の取組については、販売しているいないにかかわらず、5割低減を行った面積にカウントすることができる。

(問44) 特に支援を要しないとして、エコファーマーの認定を受けずに5割低減を行っている農家がいた場合、こうした農家をまとまり要件上、5割低減を行っている農家としてカウントしてよいのか。

(答)

- 1 5割低減に取り組むことにより環境負荷を低減している農家については、支援を受けない農家であっても、まとまり要件のカウント上、5割低減を行っている農家としてカウントできることとする。
- 2 なお、こうした支援を受けていない農業者を含めてまとまり要件を判定する場合、支援を受けていない農家に対しても、生産計画の提出を求めるとともに生産記録等により5割低減を実施したことを確認することが必要となる。

(問45) 不耕起・冬期湛水に取り組む農家を5割低減の取組のまとまりにカウントしてよいのか。

(答)

まとまり要件の算定に当たっては、不耕起・冬期湛水に取り組む農家者及び取組面積も5割低減の取組と同様にカウントすることができる。

(問46) 活動組織の中に3つの営農活動対象区域があって、1農家がそれぞれの対象区域で耕作を行っている場合、この農家をそれぞれの対象区域でまとまり要件上カウントしてよいか。

(答)

一つの活動組織の中で複数の営農活動対象区域がある場合、基本的にまとまり要件はそれぞれ独立に判断することとなる。このため、農家がそれぞれの対象区域で耕作を行っている場合、それぞれの対象区域内において、1戸の農家としてカウントされる。

(問47) 慣行的に化学合成農薬を使用しない作物は、作物全体でまとまり要件を判断する際の面積から外してよいのか。

(答)

地力増進作物、景観作物などの慣行的に化学肥料・化学合成農薬を使用せず、先進的営農支援の対象となり得ない作物の作付面積は、まとまり要件を判断する際の「営農活動対象区域内の作付面積」から除外できることとする。

(問48) 不作付け農地の面積及び所在地は、必ず必要なのか。

(答)

- 1 作物全体でまとまりを判断する場合、不作付け地の面積は「営農活動対象区域内の作付面積」から除外できることとしている。このため、不作付け地の面積と位置を記入することとしているところである。
- 2 なお、不作付け地を含んだ作付面積を用いて、まとまり要件を判断しても要件を十分満たす場合にあっては、不作付農地の面積や所在地を記載する必要はない。

(農家数の算定にあたっての特例措置(要領別記10の第3))

(問49) 特例を用いて貸し手の農家をカウントする場合はどのような書類を提出しなければならないか。

(答)

営農活動計画を提出する際に、利用権の設定等の契約書の写しの提出を求めることとしている。

(問50) 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組において、作業委託する場合はオペレーターが代理として農業環境規範のチェックシートを提出しても構わないのか。

(答)

- 1 たい肥の散布をオペレーターに委託する場合など、一部の作業委託により環境負荷低減に資する取組を行った場合については、委託者が取組を行ったものとして農業環境規範のチェックシートを提出することが必要である。
- 2 これに対して、オペレーターが、
主な基幹作業を受託し、
販売物の販売名義を持ち、
販売収入の処分権を有する場合
については、オペレーターが環境負荷低減に資する取組を行ったものとみなし、オペレーターが農業環境規範のチェックシートを提出することとする。

(問51) 農家(A)が農地を賃借して5割低減に取り組む場合、農地を貸し付けている農家(B)を取組農家としてカウントすることが可能とされているが、A農家の耕作地がB農家からの借地のみの場合でもA、B両方をカウントできるのか。

(答)

まとめ要件の算定において、賃借特例を活用する場合、二重にカウントはできず、A、Bいずれかでのカウントとなる。

(問52) 農家(A)が農地保有合理化法人(X)を介して農家(B)から農地を賃借して5割低減に取り組んだ場合、貸し手としては農地保有合理化法人とB農家のどちらをカウントするのか。

(答)

- 1 農地保有合理化法人を介して利用権設定を行う場合であっても、当該農地の出し手と借り手の間で合意が必要である。よって、貸し手としてはB農家をカウントすることとする。
- 2 なお、この場合、当然のことながらB農家が活動組織の構成員である必要がある。

(問53) 水田・畑作経営所得安定対策の支援対象となる農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)は、まとめり要件における5割低減等の取組農家のカウントに当たって、1戸としてカウントしてよいのか。

(答)

- 1 水田・畑作経営所得安定対策の支援対象となる農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)は、法人の取扱と同様に扱うこととしており1戸としてカウントすることもできる。また、農作業受託組織の構成員が、支援の対象となる作物において5割低減等の取組に従事している場合、法人の構成員に係る特例を活用して当該構成員を5割低減を行った農家としてカウントすることも可能である。
- 2 なお、いずれの場合であっても、まとめり要件の計算に当たっては、分母と分子の両方にカウントすることが必要である。

(問54) 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)であれば、先進的営農支援を受けていなくとも1戸としてカウントしてよいのか。

(答)

水田・畑作経営所得安定対策の対象となる農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)については、実質的に経営主体としての実体を有していることから、先進的営農支援を受けていなくとも、法人と同様に1戸としてカウントする。

(問55) 大規模に5割低減に取り組む法人も小規模に5割低減に取り組む農家もまとめり要件の判断にあたっては同じ1戸の農家としてカウントするのか。

(答)

大規模に5割低減に取り組む法人も小規模に5割低減に取り組む農家についても1戸としてカウントすることとしているが、法人についてはまとめり要件の判定上、以下の特例を設けている。

法人が賃借している農地で5割低減に取り組む場合、農地の貸し手農家についても5割低減に取り組む農家としてカウント(この場合、法人が賃借している農地だけで5割低減に取り組んでいるのであれば、法人自体はカウントできない。また、貸し手は必ずしも農家でなくてもよいが、農家・非農家にかかわらず活動組織の構成員であることが必要)

5割低減の取組に従事する法人の構成員をそれぞれ5割低減に取り組む農家としてカウント(この場合、法人自体はカウントできない)

(まとまりの程度を判断する地域の範囲(要領別記10の第4))

(問56) 複数の活動組織でまたがってまとまりを判断することができるのはどのような場合か。

(答)

先進的な取組に関して営農上の一体性をもった農協の部会、営農組合等の場合である。

(問57) 農協の営農部会等の組織の範囲を一つの区域とみなしてまとまりを判定する場合、農協の営農部会等の組織はどのような規約等を整備していることが必要となるのか。

(答)

- 1 農協の営農部会等の活動範囲内にある複数の営農活動対象区域を一つの区域とみなしてまとまりを判定するためには、
支援対象作物について、営農部会等の組織として化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組に取り組むこと
営農部会等の組織の活動範囲
営農部会等の構成員
が明確化された規約等を農協の営農部会等の組織が有していることが必要となる。
- 2 なお、農協の営農部会として化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減するための栽培基準が作成されている場合、これをもって上記の に代えることができる。

(問58) 複数の活動組織にまたがってまとまりを判断する際には、協定締結や申請時にどのような点に注意すべきか。

(答)

- 1 複数の活動組織にまたがってまとまりを判断する場合には、所定の様式により複数の活動組織で一体的にまとまり要件を満たすことを示すとともに、営農活動計画をまとめて市町村に提出することが必要である。また、広域農協の部会等であって、異なる市町村の活動組織を合わせてまとまりを判断する場合には、営農活動計画の提出に当たっては、それぞれの市町村に他の活動組織に関する営農活動計画の写しを参考資料として添付することが必要である。
- 2 なお、実施報告についても同様とする。

(問59) まとまり要件の判断において、複数の活動組織をまたいでまとまりを判定することができるかとされているが、以下の 及び のケースの場合、支援の対象となるのか。

水稲部会の範囲で、作物毎にまとまりを判定する場合、水稲だけでなくトマトについても作物毎のまとまりが確保されれば、支援の対象としてよいのか。

水稲部会の範囲で、作物全体でまとまりを判定する場合、水稲だけでなくトマトも含めてまとまりを判定し、支援の対象としてよいのか。

(答)

1 水稲の部会の範囲で、作物毎にまとまりを判断する場合、トマトについては営農上の一体性がある区域とみなすことができないため、トマトでまとまりを判定し、支援を行うことは適当でない。

ただし、当該部会において、トマトについても、転作作物として一体的に取り組んでいることが、規約等により明らかな場合には、水稲に加えトマトについても支援の対象とすることができる。

2 水稲部会の範囲で、作物全体でまとまりを判定する場合(面積2割以上、取組農家3割以上) 分子の先進的取組農家数や取組面積は、水稲での取組のみをカウントすることとしており、トマトの取組をカウントし、支援の対象とすることはできない。

ただし、当該部会において、トマトについても、転作作物として一体的に取り組んでいることが、規約等により明らかな場合には、水稲のみならずトマトも支援の対象とすることが可能である。

(問60) 水稲の部会の中に、活動組織が5地区ある場合、5地区の地理的連続性がなくても、これをもとにまとまりの判断をすることは構わないのか。

(答)

水稲の部会の中に活動組織が設立されていない地区があり、地理的連続性を有していない場合、部会内の全ての活動組織をまとめてまとまりを判断することができることとする。

(問61) 水稲の部会の中に、活動組織が5地区ある場合、3地区だけでまとまりを判断してもよいのか。

(答)

部会内に活動組織が複数ある場合、いくつかの活動組織を恣意的に除外し、まとまりを判定することはできない。

(問62) 災害等により化学合成農薬の散布が生産を継続する上でどうしても必要となり、一部の農家が5割低減を満たさなかった結果、まとめり要件を満たさなくなるような場合、全ての農家が支援を受けられなくなるのか。

(答)

取組農業者の死亡又は病気、自然災害等のやむを得ない理由による当該生産の継続や化学肥料及び化学合成農薬の5割以上の低減が不可能となる場合については、

当該取組については支援の対象外とする一方で、

地域のまとめり要件を判断する上では、当該取組については、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組が計画どおり行われたと見なされ、当該取組以外の先進的取組の実施者は支援を受けられる。

(問63) 「自然災害等やむを得ない理由」の自然災害とはどのようなものか。

(答)

1 暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象により、土壌や作物の状況、病害虫の発生状況等からみて、生産計画にない化学肥料や化学合成農薬を施用しないと、生産性の著しい低下を免れ得ないとみなされる場合とする。

2 なお、

1に掲げる異常な自然現象が原因となっており、

原則として都道府県等の公的文書により、自然災害による被害に対応して、防除等についての対応方針が示されている場合であって、当該農家が本対応方針に則した防除等を行っている

場合に限り、本規定を適用することとする。

(問64) 「都道府県等の公的文書」とはどのようなものか。

(答)

都道府県等の公的文書とは、技術指導文書、病害虫の発生予察に関する警報や注意報等であって、自然災害による被害に対応して、化学合成農薬を使用した防除等についての対応方針が示されているものとする。

・化学肥料及び化学合成農薬の低減割合

(問65) 化学肥料や化学合成農薬の低減割合の判断基準となる地域の慣行レベルはどのように設定するのか。

(答)

地域の慣行レベルについては、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき各都道府県が定めた地域の慣行レベルなど、各都道府県が設定したものとする。

(問66) 営農活動への支援は、慣行レベルから5割低減というが、地域によって条件が違い、慣行で使用する化学合成農薬の回数や量も違いがある。このため、全国一律に5割のように低減割合で設定するのではなく、(全国一律の)絶対値で設定すべきではないか。

(答)

- 1 化学肥料や化学合成農薬の種類、施用量、施用回数などは、同一の作物でも、作型、気象条件、土壌、発生する病害虫などの条件が異なることから、地域で必要とされる回数や量は大きく異なる。
- 2 こうした中で、全国のそれぞれの地域での農業生産に伴う環境負荷の低減に向けた取組を適切に支援するためには、低減割合を設定して、各地域の慣行レベルと比較して大幅に低減する取組に対して支援を行うことが適当と考えている。
- 3 なお、低減割合は、各品目で現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定することとしており、技術体系を検証した上で、現行の代替技術では5割低減が極めて困難な場合については、3割を下限として特例を設定することとしている。

(問67) 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは慣行レベルは地方公共団体が定めたもののほか、地方公共団体がその内容を確認したものでもよいこととなっているが、本対策ではどうか。

(答)

本対策の慣行レベルは、都道府県が定めたものに限ることとしており、本対策の比較の基準となる慣行レベルを設定する場合には、都道府県は既存の地域の慣行レベルを確認するだけでなく、こうした基準について検討し、都道府県の慣行レベルとして設定、公表することが必要である。

(問68) 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは慣行レベルは市町村が定めたものでもよいこととなっているが、本対策ではどうか。

(答)

- 1 都道府県が定めたものに限ることとしており、市町村が定めたものを比較の基準とすることはできない。
- 2 なお、都道府県の慣行レベルは、地域ごとに設定することも可能であり、気象条件、品種、技術体系などが大体同じ地域ごとに設定することも可能である。

(問69) 「ラノーテープ」などの非散布型農薬について、エコファーマーの省令技術としては、光利用技術として認められているが、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは認められていない。そうした資材の本対策での取扱いいかん。

(答)

ラノーテープなどの非散布型農薬は、通常の散布型の農薬の使用を代替し、薬効が継続するため、化学合成農薬を低減する効果があるものの、ラノーテープ自体、化学合成農薬を使用するものであることから、化学合成農薬としてカウントすることとしている。

(問70) 慣行レベルが設定されていない作物は支援を受けられないのか。

(答)

慣行レベルが設定されていない品目については支援を受けられないので、支援を要望する場合には、できるだけ早く都道府県と相談していただきたい。

(問71) 化学合成農薬の場合、慣行レベルの施用回数が奇数回の場合、5割低減の施用回数は小数点を切り捨てるのか、又は切り上げるのか。

(答)

化学合成農薬の施用回数の場合、要件を満たすには5割以上低減していることが必要である。このため、慣行レベルの5割を計算して端数が生じた場合、小数は切り捨てて、施用回数を設定し、この施用回数以下であることを要件とする。

例えば、慣行回数が13回だとすると、 $13 \times 0.5 = 6.5$ となるので6回以下であることが必要である。

(問72) 飼料作物で化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した場合、支援の対象となるのか。

(答)

飼料作物についても、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減すれば対象となる。

なお、

当該作物に対して慣行的に化学肥料・化学合成農薬が使用されており、化学肥料・化学合成農薬の使用を、都道府県が設定した慣行レベルから5割以上低減していること

都道府県が策定した持続農業法に基づく「導入指針」に即した技術導入を行っていること

が必要であることに十分に留意されたい。

(問73) 災害が発生し、収穫ができなかった場合、営農活動支援交付金の取扱いはどうなるのか。

(答)

1 災害の発生が収穫直前であり、化学肥料・化学合成農薬の使用がすでに終了している場合、生産記録により化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減が行われていることが確認されれば、先進的営農支援交付金を交付することができる。

2 また、栽培期間の途中で災害が発生し、収穫ができなくなってしまった場合については、一定の条件を満たせば、先進的営農支援交付金の交付は行われなくても、まとめり要件の判定上、5割低減の取組を行ったものとみなすことができることとしている。

(問74) 計画と異なる資材を用いて5割低減を達成した場合、支援は受けられるのか。

(答)

実際に使用した資材が生産記録にきちんと記載され5割低減が達成されていれば、計画と異なる資材を用いても、支援を受けることができる。

・化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

(問75) 化学肥料、化学合成農薬の5割低減が困難な作物もあるのではないかと。

(答)

- 1 現行の代替技術では5割低減が技術的に困難な品目については、技術的検証や専門家等の意見を踏まえて、低減割合の特例を設定することとしている。
- 2 これまでのところ、地域協議会からの申請を基に、技術検討会で検討した結果、化学合成農薬の低減割合の特例として、りんご、なし、西洋なし、もも、すもも、ぶどう(巨峰に限る)の露地栽培については3割、おうとうの露地栽培及び雨よけ栽培及びうめ(七折小梅に限る)の露地栽培については4割の低減割合の特例を対象地域協議会を限って設定している。

(問76) 化学合成農薬の低減割合の特例に設定されている巨峰系4倍体品種とは何か。

(答)

巨峰の近縁種である以下の品種とする。

巨峰、ピオーネ、安芸クイーン、藤稔、サニールージュ、翠峰、黒王、ゴルビー、紫玉、シナノスマイル、高妻、多摩ゆたか、白峰、紅義、伊豆錦、出雲クイーン、イチキマール、ウエハラ540号、オーロラブラック、オリンピア、さがみ、ジャスミン、ダークリッジ、高墨、ハイベリー、ハニーブラック、ハニーピーナス、ブラックオーパス、ブラックオリンピア、紅伊豆、紅瑞宝、紅富士、紅やまびこ、竜宝、レッドクイーン、ロードベリー、黄玉、天秀等

(問77) 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の特例については、一度認められると事業実施期間中は特例が設定されると考えてよいのか。

(答)

低減割合の特例については、事業実施期間中に、当該作物に関する新たな技術・資材の導入により5割低減が技術的に可能となることなどがあることから、適宜見直すこととしている。

・化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

(問78) 化学肥料・化学合成農薬の大幅低減以外に支援を受けられる取組はあるのか。

(答)

化学肥料・化学合成農薬の大幅低減以外の取組として不耕起・冬期湛水を支援対象とすることとしている。

(問79) 不耕起・冬期湛水を先進的な取組として支援の対象とした理由いかな。冬期湛水のみでの取組では支援の対象とならないのか。

(答)

- 1 化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する環境保全に資する先進的な取組は、環境負荷の低減、環境保全に著しい効果があると認められる化学肥料及び化学合成農薬の低減以外の取組であること
現場の普及度合いからみて一定の先進性が認められること
の両要件を満たす取組としている。
- 2 不耕起・冬期湛水は、河川等への代かき濁水、施肥成分の流出抑制等の環境負荷低減の効果のほか、冬鳥の生息場所の提供等の環境保全上の効果が明確であり、また、取組面積もわずかであることから、支援の対象とすることとしたものである。
- 3 今回対象として認められた取組は、栽培期間外の冬期湛水と栽培期間中の不耕起栽培を組み合わせることで、濁水流出の抑制などの水質保全効果のほか、生態系保全効果など多様な環境保全上の効果が認められることから、支援対象として加えられたものである。このため、冬期湛水のみで支援の対象とすることはできない。

(問80) 不耕起・冬期湛水の定義は具体的にどのようなものなのか。

(答)

「不耕起・冬期湛水」は、水質の保全や生態系の保全等を図るため、耕起を行わず水稻を生産する不耕起栽培と、稲刈り後の水田の冬期湛水を組み合わせて行う取組である。なお、耕起は行わないものの、浅水代かきは行う取組は支援の対象とできることとしている。

(問 8 1) 不耕起冬期湛水技術を導入し先進的営農活動支援を受ける場合において、化学肥料、化学合成農薬の使用に制限はあるのか。

(答)

不耕起・冬期湛水により先進的営農支援を受ける場合、化学肥料、化学合成農薬の低減割合については要件はないが、エコファーマーであることが要件となるため、土づくりとともに、化学肥料や化学合成農薬を低減する技術を導入していることが必要となる。

8 支援の対象となる環境負荷低減に向けた推進活動(要領第5の6)

(問 8 2) 営農基礎活動支援交付金はどのようなものに使用できるか。

(答)

1 具体的には

- ・環境負荷低減に向けた取組に関する検討会、消費者との意見交換会等の開催などの経費
 - ・技術研修会や先進地調査・研修などの技術の普及・研修のための経費
 - ・技術マニュアルや普及啓発資料の作成などの資料作成、配布のための経費
 - ・技術実証ほの設置等による環境負荷低減技術の実証・調査のための経費
 - ・先進的取組の展示効果を高めるための標示等のための経費
 - ・先駆的農業者等による技術指導のための経費
 - ・土壌、生物等の調査分析のための経費
 - ・以上のほか、環境負荷低減に向けた取組を進めるため地域協議会が特に必要と認める活動経費(国の承認により用途の対象として加えることができることとする。)
- などに使用できる。

2 さらに詳細な使用例については、都道府県、市町村、地域協議会に問い合わせられたい。

(問 8 3) 営農基礎活動支援交付金を認証制度の申請経費に充てられないか。

(答)

個人の申請費用などに充てることはできない。(なお、個人に配分された先進的営農支援交付金は用途が自由であり、申請の費用に充てることも可能である。)

(問84) 営農基礎活動支援交付金を活用して講習会を開催する際に、区域外の農業者を含めて実施してもよいのか。

(答)

営農活動対象区域における推進活動が支援の対象となるが、研修会等を開催する場合、区域外農業者が参加してもよいこととする。

(問85) 営農基礎活動支援交付金をたい肥の散布等の地域の環境負荷低減に資する取組に必要な経費に充てることや、個人に配分することは可能か。

(答)

1 営農基礎活動支援交付金を、たい肥の散布等の地域の環境負荷低減に資する取組に必要な経費に充てることや、個人に配分することはできない。

(問86) 営農基礎活動支援に係る交付金の使途として「技術実証ほの設置等の環境負荷低減技術の実証及び調査」ができるとのことであるが、技術の実証とは具体的にどのような技術を対象にすればよいのか。

(答)

地域の環境負荷低減に寄与する技術のうち地域で定着していない技術であって、新たに導入を検討する技術が対象となる。

(問87) 技術の実証の規模はどの程度を想定しているのか。

(答)

1 どの程度の規模で行うかについては地域で話し合って決めていただきたいと考えている。

2 なお、地域全体の農家で技術の実証に取り組んだ方がより効果的だと考えられる場合については、地域全体の農家のほ場で技術の実証を行うことが可能である。ただし、先進的営農支援の取組ほ場で技術の実証を行い、資材を営農基礎活動支援を活用して購入することは、先進的営農支援との支援の重複とならないよう注意する必要がある。

(問 88) 技術の実証にあたっては、試験場や普及センターの指導が必須なのか。

(答)

地域の試験場や普及センターの指導は特に必須としておらず、地域の農家の自主的な取組により技術を実証し、取組後にアンケートや意見交換会を行うなど、今後の活動に活かせるよう、地域で創意工夫していただきたい。

(問 89) 20年度に播種し21年度に収穫を行う小麦など栽培期間が年度をまたぐ作物で技術実証を行うことは可能か。

(答)

- 1 可能である。
- 2 この場合、20年度に支出した経費については20年度交付された営農基礎活動支援交付金から支出し、21年度に支出した経費については21年度交付された営農基礎活動支援交付金から支出する。

(問 90) 環境負荷低減に向けた推進活動の特認活動が承認された場合、当該特認は申請を行った地域協議会における対象区域に限られるのか。

(答)

環境負荷低減に向けた推進活動の「特認取組」は、申請のあった地域協議会における対象区域に限り認めることとする。

9 支援の対象となる先進的な取組(要領第5の7)

・支援の対象となる農家の要件

(問 91) 経営耕地面積の30アール以上は、対象区域外の面積を含むのか。

(答)

対象区域外の面積を含む。

(問92) 支援の対象要件の経営耕地面積30アール以上は、いつの時点の経営面積で要件の適否を判断するのか。

(答)

経営面積に係る要件の適否(30アール以上かどうか)については、生産計画の提出時に、農地台帳により確認することとする。

(問93) 経営耕地面積30アール以上、または年間の農産物販売金額が50万円以上であることをどのように確認するのか。

(答)

経営耕地面積については農地基本台帳などで確認するほか、農産物販売金額については販売伝票又は税務申告書類の写しなどで確認することとしている。

(問94) 水田・畑作経営所得安定対策による支援を受けていない農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業団体については、法人と同様1戸としてカウントして良いか。

(答)

特定農業団体については、水田・畑作経営所得安定対策により支援を受けていない場合であっても、経営主体としての実体を有する組織として農業経営基盤強化促進法に基づく認定を受けていることから、本対策においては法人と同様に取り扱うものとする。

(このため、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(委託を受けて農作業を行う組織用)」を作成し、都道府県の確認を受ければ、支援の対象となる。)

(問95) 年間の農産物販売金額が50万円以上であることを証明すれば、経営耕地面積が30アール未満であっても、支援ができることとされているが、この50万円以上の農産物販売金額については、支援対象年度の販売金額か。

(答)

農産物販売金額については、支援対象年度又は支援対象年度の前年度のいずれかの農産物販売金額が50万円以上であれば、支援の対象とすることができるものとする。

(問96) 販売実績のない新規就農者は営農活動支援の対象となるのか。

(答)

当該年度に販売農家となる見込みがあれば、新規就農者であっても支援の対象となりえる。

(問97) 集落単位でブロックローテーションを行う場合、農地の所有者と農作業を行う農業者とが異なるケースが生じる。こうした場合、農作業を行う農業者が営農活動支援交付金の交付を受けるためには、どのような手続きが必要か。

(答)

1 農地の所有者と農作業を行う農業者との間で以下の事項を内容とする農作業受委託契約を締結すれば、農作業受託者を支援の対象とすることができる。

2 なお、この場合においても農作業受託者は、支援の対象となる農作物についてエコファーマーの認定を受けることが必要である。

受託者が基幹的作業の全てを受託し、自ら作業を行うこと

その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること

その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

(問98) 支援農家の要件として対象作物に関してエコファーマー認定を受けていることとしている理由いかな。

(答)

先進的営農支援については、

本支援が、化学肥料や化学合成農薬の大幅低減等の先進的取組の実施に当たって、代替技術が定着・安定化するまでの間、収量や品質が不安定となるなどの経営リスクが伴うことに着目して支援を行うものであることから、持続農業法の技術の導入計画の認定期間を対象として支援を行うこととしているほか、

単に粗放的な栽培により、化学肥料や化学合成農薬を低減するものではなく、適切な代替技術の導入により、生産性との調和に配慮した生産を推進する観点から、持続農業法に基づきエコファーマーの認定を受けることを要件としている。

(問99) エコファーマーの認定を受ける場合、どこに相談すればいいのか。

(答)

エコファーマーの認定は、都道府県知事が行うこととなっている。詳しくは普及指導センターなど都道府県の出先機関に問い合わせさせていただきたい。

(問100) どの段階でエコファーマーになっていれば、その年度の支援を受けられるのか。

(答)

生産計画を提出するまでに、エコファーマー申請が行われていれば良いものとする。

(問101) 水稲でエコファーマー認定を受けている農業者がキャベツで支援を受けようとする場合、キャベツでもエコファーマーの認定を受ける必要があるのか。

(答)

支援対象作物について持続農業法に基づく計画認定を受けていることを要件としている。このため、キャベツについて支援を受ける場合は、キャベツについてエコファーマーの認定を受ける必要がある。

(問102) エコファーマーの認定期間が平成20年までの農業者が、平成21年度以降支援を受けるためには、再度エコファーマーの認定を受けなくてはならないのか。

(答)

この場合、21年度以降支援を受けるためには、新たな技術導入、技術の変更等を内容とする計画を作成すること等により再度エコファーマーの認定を受けることが必要となる。

(問103) 不耕起・冬期湛水の取組でも、エコファーマーの要件は必要なのか。

(答)

不耕起・冬期湛水の取組で支援を受ける場合においても、エコファーマーの認定を受けることが必要である。

(問104) エコファーマー認定を受けて先進的取組を実施している農業者が生産の途中で死亡等やむを得ない事情により取組を中断した場合、当該農業者の後継者(配偶者や子等)が生産計画に従い引き続き5割低減を実践すれば、後継者に対して交付金を配分して良いか。

また、この場合どのような手続きが必要となるか。

(答)

- 1 農業者Aが死亡した場合、農業者とともに農業経営に従事してきた配偶者等が、エコファーマーの認定を受け、引き続き生産計画に基づき5割低減を実現すれば、先進的営農活動支援に係る交付金を配分することができる。
- 2 また、配偶者等が経営を継承する場合、生産計画、協定の変更を行うとともに、採択申請の変更届け出を行うことが必要となる。

(問105) 同一世帯の異なる農業者がそれぞれエコファーマーの認定を受け、5割低減の取組を行っている場合、まとまりの判定上、それぞれのエコファーマーを1戸の農家としてカウントして良いこととされているが、この場合、30アール以上という農家の要件は、どのように適用すれば良いのか。

(答)

- 1 1戸1法人において、複数の構成員が先進的な取組に従事している場合、まとまりの判定上、それぞれの構成員を先進的な取組の実施農家としてカウントすることができることとしているが、この場合、経営耕地面積30アールの要件については、法人として30アール以上あれば良いこととしている。
- 2 これと同様の考え方に基づき、1農家内の複数のエコファーマーをそれぞれ先進的な取組実施農家としてカウントする場合についても、個々のエコファーマーでなく、農家として30アール以上の経営耕地面積が確保されていれば良いものとする。
- 3 なお、同一世帯の複数のエコファーマーをそれぞれ先進的な取組の実施農家としてカウントする場合、法人における構成員の特例と異なり、それぞれのエコファーマーが生産計画を作成し、実際に5割低減の取組を行うことが必要であることに留意されたい。

(問106) 経営耕地面積に不作付け地や耕作放棄地は含まれるのか。

(答)

経営耕地面積には、不作付け地は含まれるが、耕作放棄地(統計の定義によると「1年以上耕作せず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地」)は含まれない。

(問107) 支援の要件に経営耕地面積が30アール以上であることとあるが、当該農家の延べ面積でよいのか。

(答)

経営耕地面積は延べ面積ではなく実面積である。

・ 標示票の設置

(問108) 先進的取組ほ場における標示票としてどのようなものが必要か。認証制度で使用している既存のものでよいのか。

(答)

- 1 標示票は、実施状況の確認を容易にするとともに、先進的取組の展示効果を高めるために掲示するものである。
- 2 標示票の大きさ、材質等については、栽培期間中掲示し続けることができるもので、ほ場の確認を容易にするものであれば、特に指定していない。
- 3 なお、先進的営農支援のほ場であることが明確にしてあれば、認証制度で使用している標示票を利用しても構わないこととする。

・委託を受けて農作業を行う組織の取扱い

(問109) 集落営農におけるエコファーマー特例の適用にあたっては、持続農業法の認定の要件の一つである「導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が当該農作物の作付面積の相当部分（おおむね5割以上）を占めていること」は満たす必要があるのか。

(答)

持続農業法の認定に準ずるものであるため、導入計画の期間において、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が当該農作物の作付面積の相当部分を占める計画であることが必要である。

(問110) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第2条に定める要件（地域の農用地の2/3以上の利用集積目標の設定、農業生産法人化計画の作成、主たる従事者の所得目標の設定、規約の作成、共同販売経理）を満たしていれば、水田・畑作経営所得安定対策の規模の要件を満たさない農作業受託組織（特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織）であっても支援の対象とすることができるのか。

(答)

今回の特例措置は、水田・畑作経営所得安定対策との整合性を図るためのものであることから、水田・畑作経営所得安定対策の規模の要件を満たし、対策の対象となっている農作業受託組織（特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織）に限って特例を適用することとしている。

(問111) 水田・畑作経営所得安定対策の支援の要件を満たしていれば、米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ以外の作物(野菜や果樹)を対象とした農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)であっても、営農活動支援の対象とすることができるのか。

(例)

- 1 今回の特例措置は、水田・畑作経営所得安定対策との整合性を図るためのものであることから、米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ以外の作物を対象とした農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)については、原則として支援の対象とならない。
- 2 ただし、水田・畑作経営所得安定対策の支援をうける農作業受託組織が、対象作物に加え、野菜等についても共同販売経理等を行い、5割低減に取り組む場合は、野菜等についても支援の対象とすることとしている。

(問112) 水田・畑作経営所得安定対策の支援の要件を満たしているが、水田・畑作経営所得安定対策の支援を受けない農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)については、営農活動支援の対象とすることができるのか。

(例)

今回の特例措置は、水田・畑作経営所得安定対策の支援を受けている農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)に対するものであり、水田・畑作経営所得安定対策による支援を受けていない農作業受託組織については、特例措置を適用しないこととしている。

(問 1 1 3) 農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)として水田・畑作経営所得安定対策の支援を受けているが、営農活動支援については、エコファーマーの認定を受けている個々の農家を対象として支援を受けることが可能か。

(答)

水田・畑作経営所得安定対策の支援の対象となる農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)の構成農家となっても、

当該農作業受託組織の営農計画、技術導入等の決定に関わり、

当該農地の全部又は一部について農作業受託組織の作業体系の下で自らが作業を行って

いれば、個々の農家がエコファーマーの認定を受けることができることから、こうしたエコファーマーの認定を受けている個々の農家を対象として支援を行うことは可能である。

(問 1 1 4) 農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)として営農活動支援を受けるため、エコファーマー計画に準ずる計画の作成を考えている。水稲についてはすでに構成員全員がエコファーマーの認定を受けている(認定期間もまだ残っている)場合、水稲についての準ずる計画の技術内容は、個人で認定を受けている技術内容に新たな技術の導入が必要となるのか。

(答)

1 構成員の一部又は全員が既にエコファーマーの計画認定を受けている農作業受託組織には、

認定期間の残存期間について、既に個人で計画認定を受けている技術と同様の内容で、農作業受託組織として計画を作成する、又は

個人で計画認定を受けている技術内容に加えて、新たな技術の導入、又は技術内容の変更等を行い、農作業受託組織として新たな5年間の計画を作成することにより、農作業受託組織単位で支援を受けることが可能となる。

2 なお、農作業受託組織の構成員全員がエコファーマーの認定を受けており、構成員のそれぞれが当該作物について農業経営を営む者と見なせる場合にあっては、認定期間の残存期間について、農作業受託組織を単位に支援を受けるのではなく、個々の構成員を対象として支援を受けることも可能である。

(問 1 1 5) 活動組織より広い範囲を対象とする農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)の場合、持続農業法に準ずる計画の作成は、農作業受託組織を単位に作成してもよいか。

(答)

農作業受託組織(特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)の範囲が営農活動対象区域より大きな場合は、農作業受託組織を単位に作成してもよいこととする。

10 交付額(要綱別紙2の4)

(問 1 1 6) 支援単価はどのように設定したのか。

(答)

化学肥料や化学合成農薬の5割低減等に必要な技術導入に係る掛かり増し経費を基に、単位面積当たりの支援単価を設定した。

(問 1 1 7) 掛増し経費はどのように算定したのか。

(答)

化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減に取り組んでいる農家の経営を調査し、化学肥料・化学合成農薬の低減のための技術の導入に伴い追加的に必要となる資材費及び労働時間を算出した。

(問 1 1 8) どのような考え方で作物区分を行っているのか。

(答)

化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減を実現する技術体系の同一性に加え、掛増し経費の類似性を踏まえ、作物区分を行った。

(問 1 1 9) 「上記区分に該当しない作物」とは具体的に何か。

(答)

表に示した各区分に該当しない作物は全て本区分の対象としており、例えば、そば、なたね、飼料作物などが該当する。

(問120) いんげんまめは、どの作物区分に該当するのか。

(答)

いんげんまめについては、未成熟の豆類として、果菜類・果実的野菜の単価が適用される。

(問121) 飼料用に栽培する水稲はどの作物区分に該当するのか。

(答)

飼料用に栽培する水稲において、通常の水稲の栽培とは肥料や農薬の施用の技術体系が著しく異なる場合については、「上記の区分に該当しない作物作物」として取り扱うこととなる。

(問122) 作物区分に「施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご」とあるが、施設で栽培するミニトマトはこれに含まれるのか。

(答)

施設で栽培するミニトマトについては、「施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご」の支援単価を適用することとする。

(問123) 支援単価の作物区分に「施設トマト、きゅうり等」とあるが、ここでいう施設栽培とはどのようなものを指すのか。

(答)

- 1 「ガラス、ビニール、寒冷紗等で被覆され、その中で栽培される作物の肥培管理を人が通常の作業姿勢でその中に入ったまま行いうる棟高を有する施設」における栽培を指す。
- 2 なお、雨による作物の濡れ等を防止するとともに、かん水によって養水分の吸収を適正に調節することを目的として作物の上部のみを被覆するいわゆる雨よけについては、施設栽培には含めないものとする。

(問124) 施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちごのみが別の作物区分にされているのはなぜか。

(答)

施設トマト等の5品目については、都道府県から提出のあった技術体系及び化学肥料・化学合成農薬の大幅な低減を実現している農家の経営調査の結果から、他の果菜類・果実的野菜に比べて、多くの農薬低減技術を導入しており、より多くの掛増し経費が生じていることが明らかになったため、別の作物区分を行ったものである。

(問125) 低減割合の特例を設定したなし、もも等の支援単価はどうなるのか。

(答)

支援単価は、5割低減を行う場合の果樹と同じであり、支援単価は12,000円を適用することとしている。

(問126) 化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する先進的な取組として、「不耕起・冬期湛水」が示されているが、その支援単価はどうなるのか。

(答)

水稻の不耕起・冬期湛水の取組については、支援単価は水稻の単価6,000円を適用することとしている。

(問127) 不耕起・冬期湛水を行い水稻で5割低減の取り組みを行った場合は、両方の支援を受けられるのか。

(答)

不耕起・冬期湛水を行い、かつ、化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減を図った場合であっても、支援単価は水稻の6,000円であり、重複して支援を受けることはできない。

11 営農活動支援交付金の交付の対象となる先進的な取組の実施面積の算定方法（要領第5の8）

（問128）茶など1年間に複数回収穫を行う作物の場合、先進的営農支援は複数回受けることが可能か。

（答）

播種又は作付けから収穫までを一つのサイクルとして支援を行うこととしており、複数回収穫が行われる場合については、全ての収穫が終了するまでを一つのサイクルとして取り扱うこととしている。

なお、茶などの永年性作物については、1年1作の場合は、収穫終了後から次の収穫までを一つのサイクルとして取り扱うこととしており、1年間に複数回収穫する場合についても、1年間の取組を一つのサイクルとして取り扱うこととしている。

（問129）年に複数回収穫するニラの場合、収穫した回数分支援が受けられるのか。

（答）

ニラのように作付後に複数回収穫する作物については、作付から全ての収穫が終了するまでを1作として支援を行うこととしており、収穫した回数分支援を受けることはできない。

（問130）先進的営農支援交付金の支援額の算出方法いかな。

（答）

- 1 交付金の支払対象面積は、ほ場毎の面積を0.1アール単位で記入した上で、各農家の作物区分ごとに集計（1アール未満は切り捨て）し、活動組織の合計を算定することとしている。
- 2 支援額は、各作物区分の支援単価に作物区分ごとの支払対象面積を乗じて算出する。

（問131）生産計画の面積は、2.1aのように、小数点以下第一位まで記載することとなっているが、この場合、小数点以下第2位は切り捨てか、四捨五入か。

（答）

四捨五入とする。（共済細目書等の記載方法と同様。）

12 営農活動支援の採択申請等（要領第5の9）

（問132）生産計画は、都道府県の認証制度で用いている生産計画など示された参考様式以外のものでもよいのか。

（答）

- 1 生産計画や生産記録は、参考様式に示されている内容を全て含んだものであれば、既存の様式を活用しても構わない。参考様式以外のものを活用する場合には、あらかじめ、市町村などに相談していただきたい。
- 2 都道府県の特別栽培農産物等に関する認証制度で用いている生産計画等は、多くの場合記載内容が類似しており、活用することが可能である。しかし、取組生産者に関する基礎情報や導入技術については既存の様式には含まれていない場合が多く、こうした場合については基礎情報や導入技術部分だけ別途様式により提出することが必要である。

（問133）同じ栽培暦や技術体系で生産している生産組合や集団の場合、生産計画を個人それぞれで出すのではなく、組合や集団単位で1枚作成・提出すればよいのか。

（答）

資材の使用、導入技術等が同一の生産計画であれば、個人それぞれではなく、集団でまとめて作成・提出しても構わない。

なお、こうした場合であっても、生産記録については、取組生産者ごとに提出することが必要である。

（問134）生産計画の提出後に取組ほ場や取組面積を変更することは可能か。

（答）

- 1 原則として当該作物の播種又は定植の前までであれば、取組ほ場や取組面積を変更し、生産計画及び営農活動計画を変更することが可能であり、その場合は、変更した計画を市町村、地域協議会に届け出ることが必要である。
- 2 なお、先進的営農支援の取組面積が増加する場合には、市町村長と協議を必要とするほか、地域協議会に提出し、承認を得ることが必要である。

(問135) 共済細目書等で面積が確定する前に生産が開始されるため、面積確定後に生産計画を提出することが困難な場合については、生産過程途中で生産計画の面積を変更することが可能か。

(答)

- 1 生産計画の変更は、原則として当該作物の播種又は定植前までに行うこととされている。
- 2 しかしながら、共済細目書等による面積の確定が生産過程の開始後になる等のやむを得ない事情がある場合については、生産過程の開始後、面積が確定した時点で生産計画の面積の変更を行うこととなってもさしつかえない。

13 実施状況の報告（要領第5の10）

(問136) 活動組織の代表が市町村長に対し「実施状況の報告書（案）」を提出し、確認を「求めることができる」とした理由いかん。

(答)

- 1 環境負荷低減に向けた推進活動を含めて実施報告書の提出を求めた場合、推進活動が全て終わらないと実施報告書の提出ができなくなり、先進的営農支援交付金の交付が遅くなってしまう可能性がある。
- 2 このため、支援の要件である「まとまりをもった先進的取組」及び「地域全体の農家による環境負荷低減に資する取組」が終了した段階で、推進活動が終了していなくても、推進活動部分を除いて、実施報告書（案）を報告できることとし、これを基に実施状況の報告・確認を行い、先進的営農支援交付金を交付できる仕組みとしたものである。

(問137) 複数品目で先進的取組を行う場合や同一品目を年複数回作付けしている場合、それぞれ毎に実施報告を提出しなければならないのか。また、それぞれ毎に交付金が受けられるのか。

(答)

- 1 生産記録については、栽培期間が終了し次第取りまとめ、市町村に提出していただくこととしている。年複数回作付けを行う場合には、作付が終了した毎に生産記録を提出していただきたい。
- 2 一方、実施報告書については、「先進的取組」及び「地域全体の農家による環境負荷低減に資する取組」の両取組が全て終了した段階で提出していただきたい。
なお、先進的取組について作物ごとにまとめり要件を判断する場合であって、まとめりを判断する単位が複数ある場合（例えば、なすとトマトのそれぞれでまとめり要件を満たす場合）については、「地域全体の農家による環境負荷低減に資する取組」が終了していれば、先進的取組のまとめりを判断する単位の取組が終了すること（例えば、なすの取組が終了した時点）に実施報告を提出し、確認を受けてそれぞれの取組ごとに交付金の交付を受けることも可能である。

14 実施状況の確認（要領第5の11）

(問138) 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組を8割の農家が実施していることをどのように確認するのか。

(答)

地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組の実施は、農業環境規範のチェックシートにこうした活動の実施を確認する項目を追加し、農家のチェックシートによる点検とその提出により確認することとする。

(問139) 実施確認の役割分担はどのようなものなのか。

(答)

実施確認については、市町村が協定や生産計画に基づく先進的取組に関する作付けや取組面積のほか、営農基礎活動支援の実施を確認し、使用資材の確認等の技術的な部分については、都道府県が確認することを基本とする。

(問140) 実施確認において、都道府県、市町村の役割分担を変えてもよいのか。

(答)

実施確認の確認主体については、実施要領の別記13の第1において、「都道府県、市町村の協議により、地域の実態に応じて変更することができる」としている。このため、都道府県と市町村が協議して合意すれば、技術的確認を市町村が行う場合のほか、ほ場確認を技術的確認と一体的に都道府県が行う場合などもよいこととしている。

(問141) 市町村と都道府県の実施確認に関する役割分担について、両方で協議を行い、要領で定められた分担と異なるものとした場合、どのような手続きが必要か。

(答)

市町村と都道府県の実施確認に関する役割分担を変更した際には、変更後の役割分担について、都道府県は、地方農政局長に対して届け出を行うものとする。

(問142) 現地確認について、協力要請することができる関係機関とは具体的にどのような機関か。

(答)

農協等を想定している。

(問143) 有機JASや都道府県の認証の結果を持って実施確認に代えることができるかとあるが、具体的にどのような場合か。

(答)

実施確認については、同等の実施確認を行ったものであれば、有機JASや都道府県の特別栽培農産物の認証制度の認証をもって、実施確認の一部又は全てを代替することができることとする。

(問144) 都道府県や市町村の実施確認について、農協等の生産者団体に委託することができるのか。

(答)

- 1 都道府県、市町村は、営農活動支援に係る実施確認について、適正な実施確認を行う能力があると都道府県や市町村が判断する主体に委託することができることとする。
- 2 なお、実施確認を委託する場合は、適正な実施確認を確保するため、以下の各項目を満たすことが必要であることとする。

実施確認を適正に実施する能力を有している主体に委託すること（以下の各項目を満たすものであること）

- ・ 法人格を有していること
- ・ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること
- ・ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規程が定められていること
- ・ 実施確認に当たって、営農活動支援に係る対象活動に直接かかわらない第三者による客観的な確認体制が確保されていること
- ・ 活動組織の構成員となっていないこと

実施確認が適正に行われるように、委託元の都道府県又は市町村は、毎年、委託業務の実施状況を確認すること

(問145) 都道府県の生産計画の確認は、実施確認とともに認証団体などに委託することが可能か。

(答)

都道府県は、実施確認業務と一体的に、生産計画の技術的な内容の確認業務についても、次の要件を満たす組織に委託できることとする。

生産計画の確認を適正に実施する能力を有している主体に委託すること（以下の各項目を満たすものであること）

- ・ 法人格を有していること
- ・ 生産計画の確認に必要な技術的能力を有していること
- ・ 生産計画の確認を適正に行うための手続、体制に関する規約その他の規定が定められていること
- ・ 生産計画の確認に当たって、営農活動支援に係る対象活動に直接関わらない第三者による客観的な審査体制が確保されていること
- ・ 活動組織の構成員になっていないこと

生産計画の確認が適正に行われるように、委託元の都道府県又は市町村は、毎年、委託業務の実施状況を確認すること

15 営農活動支援交付金の返還（要領第5の12）

（問146）協定期間の途中で支援の要件を満たさなくなった場合、遡って返還する必要があるのか。

（答）

営農活動支援は、化学肥料及び化学合成農薬を大幅低減する取組について、取組当初、技術の確立や生産の安定化に時間を要し、収量や品質が不安定になるなどの経営上のリスクがあることから、導入当初のこうしたリスクを軽減するために支援を行うものである。

こうした支援対象の取組の性格を考慮に入れ、営農活動支援に関して、協定期間の途中で支援の要件を満たさなくなった場合については、当該年の取組については支援の対象外とする一方で、当該年以前の取組に対する交付金については遡って返還する必要はないこととする。

16 営農活動支援交付金の交付方法（要領第5の15）

（問147）先進的営農支援交付金は個人の農家へ配分してもよいのか。

（答）

先進的営農支援交付金は活動組織に交付されるが、5割低減等の支援の要件を満たし、先進的な取組を実施した農家に対して交付金を分配することができる。

（問148）営農活動支援交付金を農業者ではなく、農協の部会、営農組合などの生産者団体に配分してもよいか。

（答）

営農活動支援交付金は、先進的営農支援交付金に限り、支援の要件を満たし先進的取組を行う農家に対して配分できることとしており、農協の部会や営農組合などの生産者団体に対して直接配分することはできない。

なお、先進的営農支援に係る交付金の一部を活動組織で共同で活用する場合、こうした活動の一部を生産者団体に委託することは可能である。

(問149) 先進的営農支援交付金について、活動組織でプールして使う場合、使途に限定はあるのか。例えば、申請手続き等の事務的経費に充ててもよいか。

(答)

先進的営農支援交付金を活動組織で共同で使用する場合の使途は、農業生産活動における環境負荷の低減及び環境保全に資する取組のほか、こうした取組を推進するための活動に必要とされる経費に限ることとしている。このため、活動組織として使途に合意が得られれば、先進的営農支援の交付金を申請手続き等の事務的経費に充てることは可能である。

(問150) 振込手数料は、先進的営農支援交付金で支出できないか。

(答)

活動組織として使途に合意が得られれば、先進的営農支援交付金を個人に配分する際に要する振込手数料に充てることが可能である。

(問151) 先進的営農支援交付金を、活動組織が実施する先進的営農支援の対象農家以外の農家が関わる事業経費に用いてもよいか。

(答)

- 1 先進的営農支援に係る交付金については、先進的取組を行った農家の合意が得られれば、活動組織全体としての活動経費に利用することが可能である。
- 2 ただし、個人への配分は、支援の要件を満たす先進的取組を行った農業者に限定され、先進的な取組を行っていない農業者に交付金を配分することはできない。

(問152) 先進的営農支援交付金は、担い手農家以外に対しても配分することができるのか。

(答)

化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的な取組に着目して支援を行うもので、担い手農家かどうかに関わらず、こうした先進的な取組を行う農家に対して配分可能とするものである。

(問153) 先進的営農支援交付金で活動組織の機械などを購入してもよいか。

(答)

- 1 活動組織が、先進的営農支援交付金を活動組織でプールして、農業生産に伴う環境負荷の低減及び環境の保全に資する取組に関する機械を購入する経費に充てることは可能である。
- 2 ただし、購入した機械には農業生産に伴う環境負荷の低減や環境の保全に資する取組に使用するものに限定されるため、交付金の対象とする取組以外の用途にも使用できる機械等については、利用頻度、利用内容等を考慮し、レンタルすること、構成員が既に所有する機械を活用（有償を含む）する等十分検討する必要がある。
- 3 なお、先進的営農支援交付金を個人に配分した場合については、配分を受けた担い手による機械の取得等に関して、準備金の損金算入、圧縮記帳などの税制特例が設けられているところである。

(問154) 不耕起・冬期湛水に係る交付金はいつ交付金は交付されるのか。

(答)

不耕起・冬期湛水については、前作の収穫から、収穫後の湛水期間を経て、水稻が栽培、収穫されるまでを一つのサイクルとして支援を行うこととしており、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と同様に水稻収穫後に実施報告を行い、実施確認を行った上で交付金を交付することとしている。

(問155) 作付期間が年度をまたぐ作物の場合、先進的取組の支援はどの年度で受けられるのか。

(答)

作付け期間が年度をまたぐ作物については、収穫を行う年度において支援を行うこととしている。

17 事業の実施状況及び資金管理状況の報告（要領第5の16）

（問156）20万円を超える活動を行った場合、金銭出納簿と収支実績報告書は20万円を超える実際の支出額で整理して良いか。

（答）

良い。この場合、20万円を超える活動のために活動組織が得た額については、金銭出納簿上は収入の欄に記載し、収支実績報告書上は利子等の欄に記載する。

18 その他

（問157）活動組織の中に営農活動支援部分の意志決定に係る部会を設定してもよいか。

（答）

- 1 活動組織の対象農用地より小さな単位で営農活動対象区域が設定されるような場合については、営農活動対象区域における環境負荷低減に向けた推進活動や地域全体での環境負荷低減に資する取組などを円滑に推進するため、活動組織の中で営農活動対象区域の農業者等から構成される部会を設定することが適当な場合もあるものと考えられる。
- 2 こうした部会の設定に当たっては、部会の組織、意志決定などについて活動組織の規約において定めておくことが必要である。

（問158）中山間地域等直接支払交付金と先進的営農支援は重複して受けることができるのか。

（答）

- 1 中山間直接支払制度の集落協定の「農業生産活動等として取り組むべき事項」のうちの「多面的機能を増進する活動（自然生態系の保全に資する取組）」として、化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減や有機栽培の実施等営農活動支援による助成を受ける行為のみが記載されている場合は、両対策からの支援を重複して受けることはできない。
- 2 このため、両対策からの支援を受けることを希望する集落にあっては、集落協定において、営農活動支援による助成を受けない行為を更に一つ以上記載のうえ、活動することが必要となる。

(問159) ブロックローテーションのように作付ほ場が毎年変動するような場合も支援を受けられるのか。

(答)

- 1 ブロックローテーションのように取組ほ場が固定していない場合についても、各年度毎にみて、支援対象要件を満たせば、先進的営農支援の対象とすることができることとする。
- 2 この場合、取組面積、ほ場、取組生産者など変更される度に営農活動計画などに所要の変更を行う必要がある。

(問160) 活動組織は農協などに交付金の配分に関する事務を委託することができるか。

(答)

対象活動組織は、営農活動支援交付金に係る事務の一部を当該対象活動組織以外のものに委託することができることとしており、活動組織は、農協などに交付金の配分などの事務を委託することができる。

(問161) 営農活動支援交付金を銀行口座に預金した際に発生する利子の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 銀行口座に預金した際に発生する利子については、営農活動支援交付金と同様に交付金の使途に沿って、活用することが可能である。
- 2 また、利子については次年度に繰り越すことができるものとする。ただし、平成23年度末に利子について残額が生じた場合は、地域協議会に返還するものとする。
- 3 なお、先進的営農支援交付金と営農基礎活動支援交付金を1つの口座で管理している場合、発生した利子については、利子が発生した時点までの各々の交付金の交付額で案分できることとする。